

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習受講申込書

【令和 年 月 日開催分】 仙台会場 ・ 石巻会場

(どちらの会場で受講か○で囲んでください)

※修了証番号		号		受付第		号	
フリガナ				旧姓・通称併記 希望の場合のみ 記入して下さい			
氏 名							
現 住 所		〒		生年 月 日		昭和 平成 年 月 日	
		連絡先電話（携帯）： ()					
地山掘削 又は土止め 支保工の作業経験年数		昭和 年 月より 昭和 年 月まで 年 月間 令和 令和 (作業経験年数は、申込書作成日の前月までの年数を記入して下さい。)					
受講に必要な学歴		(地山掘削又は土止め支保工の作業の経験が3年以上ある場合は記入の必要ありません)					
所 属	事業所名			TEL	()		
	所在地	〒					
事業主証明		上記作業経験に相違ないことを証明いたします。 事業所名 及び所在地 代表者役職・氏名 (下記備考2による証明者：役職・氏名 印)					
講習の一部免除資格		土木施工管理技士免許 有 ・ 無 (有の場合はコピーを添付してください)		建災防 宮城県支部		会員 ・ 会員外 (○で囲んでください)	
				予約 I DNo. ()			

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

受講者氏名

建設業労働災害防止協会 宮城県支部長 殿

写 真 (3cm×2.4cm) 1 枚

【備考】受講者が事業所の代表者である場合の実務経験証明欄の記入について

1. 法人格を持たない個人事業主の方は、実務経験を熟知している元請業者もしくは同業者から実務経験を証明して頂いて下さい。
2. 法人の代表者自身が受講する場合は代表者名での証明に加えて、自社の他の役職者を証明者として連記して下さい。

※ 写真(3cm×2.4cm)を1枚、右の枠に貼ってください。(修了証の写真になりますので、正面、脱帽、上三分身で撮影された画像の鮮明な写真でお願いいたします。)

※ 人材開発支援助成金を申請する方は、必要事項を記入した後、申込書のコピーを撮っておいて下さい。

【受講申込書の記入にあたって】

1. この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。
誤りのないよう正確に記入して下さい。
2. 本申込書にご記入いただいた個人情報、講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

※建災防使用欄

実施管理者	受付者

1. 受講資格

- (1) 地山掘削の作業又は土止め支保工に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山掘削の作業又は土止め支保工に関する作業に従事した経験を有する者
- (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者で、その後2年以上地山掘削の作業又は土止め支保工に関する作業に従事した経験を有する者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者で、その後2年以上地山掘削の作業又は土止め支保工に関する作業に従事した経験を有する者
- (5) 旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の訓練(職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者で、その後2年以上地山掘削の作業又は土止め支保工に関する作業に従事した経験を有する者
- (6) 旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者で、その後2年以上地山掘削の作業又は土止め支保工に関する作業に従事した経験を有する者
- (7) 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、平成16年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練又は昭和63年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練(旧職業訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者で、その後2年以上地山掘削の作業又は土止め支保工に関する作業に従事した経験を有する者
- (8) 職業訓練法(昭和53年改正省令)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち旧職業訓練法施行規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の訓練を修了した者(旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧職業訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、土木科又はさく井科の訓練を修了した者を含む。)で、その後2年以上地山掘削の作業又は土止め支保工に関する作業に従事した経験を有する者
- (9) 職業訓練法(昭和53年改正省令)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち旧職業訓練法施行規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者(旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧職業訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者を含む。)で、その後2年以上地山掘削の作業又は土止め支保工に関する作業に従事した経験を有する者

※(2)～(9)のいずれかに該当し受講される方は、卒業証明書又は修了証書のコピーを添付して下さい。

2. 講習の一部免除資格

建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格した者

※ 講習の一部免除を受けようとする方は、その資格を有することを証明する書面のコピーを添付して下さい。